

国選弁護事件を受任される弁護士の方へ

第1 約款について

国選弁護士契約(一般国選弁護士契約)の内容は、国選弁護人の事務に関する契約約款(令和8年3月25日法務大臣認可に係るもの。以下「本約款」といいます。)によります。本約款は、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項等を定めております(総合法律支援法第36条参照)。
本約款のURLは次のとおりですのでご参照ください。
本約款は、次に法務大臣認可による変更が施行されるまでの間有効です。
<https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/7521.pdf>



第2 国選弁護人の選任について

本約款による契約は、基本契約と位置付けることができるもので、裁判所が国選弁護士契約を締結した弁護士を国選弁護人に選任することによって、個別事件に関する権利義務関係が発生します。国選弁護人に選任された場合、報酬額・支払期日等は、本約款の定めるところによります。
裁判所(官)により国選弁護人に選任された場合には、国選弁護士選任書が交付されます。

第3 活動終了について

活動終了日	被疑者国選弁護事件	→ 被疑者が①起訴②家裁送致③釈放された日 弁護士が④解任された日 (継続して被告人国選を担当される場合も被疑事件の活動は終了となります。)
	被告人国選弁護事件	→ ①判決宣告②公訴棄却③(弁護士が)解任された日 (控訴期間・上告期間満了時ではありません。)

*報酬等を請求しない場合も地方事務所に終了報告が必要です。

※ **活動終了日は、報酬の請求(報告書の提出)の始期となるため**、特にご注意ください。

第4 報酬等の請求について

国選弁護人としての活動が終了した場合には、活動終了日から14営業日以内に、**報告書の提出**により、報酬等の請求をしていただくことになります。

(被疑者弁護から引き続き被告事件を担当する場合にも、被疑者弁護事件が終了した段階で報告書を提出してください。この場合には、起訴状の写しも併せて提出するようお願いいたします。)

！！ 注 意 ！！

報告書の提出が遅れた場合には報酬等をお支払いできなくなることがあります

1. 報告書の書式、FAQについて

報告書の書式は、法テラスのHPでダウンロードできますので、最新のものを使用してください。また、法テラスのHPの(国選「Q&A等」)に「**国選弁護報酬及び費用についての基本的な説明 (FAQ)**」を掲載していますので、適宜ご参照ください。

(国選関連書式掲載ページ)

<https://www.houterasu.or.jp/site/bengoshitou-syoshiki/#kokusen-houkokushotou>



- ※ 報告書の請求項目の**チェック漏れや誤記等**がないようご注意ください。請求漏れがあった場合、請求期間内に訂正されない限り、支払うことができなくなります。
- ※ **長期間**にわたる事件につきましては、疎明資料は適時に入手し、報告時まで保管をお願いします。クレジットカードの明細等、一定期間の経過により、疎明資料の取得ができなくなった場合には、報酬・費用の一部が支払えない場合があります。なお、選任から6か月を経過する等、中間払いが可能なお場合もありますので、各地方事務所にご相談ください。

2. 報酬について

国選弁護人に対する報酬及び費用は、本約款別紙として定められる「報酬及び費用の算定基準」(以下「算定基準」といいます。)に基づいて算定します。

国選弁護報酬基準一覧表

(<https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/3448.pdf>)もご参照ください。

算定基準の概要は次のとおりです。



■ 通常報酬

○ 被疑事件の基礎報酬・多数回接見加算報酬

被疑者国選については接見回数^(※1)を基本的な指標として基礎報酬・多数回接見加算報酬を算定します。

※1 報酬算定の対象となる接見は、法テラスからの指名打診に対し承諾をした後のものになります(ただし、国選弁護人として選任されることが条件となります。)

警察の留置施設、刑事施設又は少年鑑別所において被疑者と接見をした場合に基礎報酬・多数回接見加算報酬を請求するには、接見資料の提出が必要です。これらの施設で接見をする際には、接見資料を受領してください。接見資料を面会簿の下に重ねた上、面会簿に記入することで文字が接見資料に複写されますので、面会簿は強く記入してください。

○ 被告事件の基礎報酬・公判加算報酬

被告人国選については公判回数を基本的な指標としつつ、整理手続の有無、裁判所の種別、単独・合議の別等^(※2)に応じて、基礎報酬・公判加算報酬を算定します。

※2「事件の種類」欄の記載は、追起訴事件を含め、審理対象となった公訴事実の中で、最も法定刑の重い事件を基準にして記載してください。

- **追起訴加算報酬** 1万5000円を加算(追起訴の回数に関わらず一律)
- **第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬** 刑事訴訟法第226条若しくは第227条第1項の証人尋問の期日又は同法第179条第1項の証拠保全のうち証人尋問の期日(1万円)、それ以外の証拠保全の期日・勾留理由開示の期日(5000円)

■ **要通訳加算** 通常報酬の20%を加算(被疑者国選事件のみ)

■ **遠距離接見等加算報酬** 後述の「遠距離移動」につき
25km以上 1回4000円 / 50km以上 1回8000円

■ **特別加算報酬**

特別案件加算、合意制度加算、特別成果加算(全部無罪、一部無罪、縮小認定、和解契約等、保釈・勾留取消等)等があります。

3. 費用について

■ **記録謄写費用**

原則 200枚を超える部分につき、1枚20円の定額又は40円を上限とする実費額

→ **例外** ①否認事件、②第1審で法定刑に死刑の定めのある事件、③控訴(上告)審で原判決の宣告刑(原審の判決内容)が死刑又は無期拘禁刑の事件、④整理手続に付された事件、⑤2000丁超の事件については、全謄写枚数が対象となります。

(ただし、1枚単価白黒40円、カラー100円を上限とする実費額)

■ **遠距離接見等交通費・出張旅費**

遠距離移動や出張の際の交通費は、通常の経路方法に基づく実費額・燃料代又は直線距離に応じた定額を支給します。

(報告書とは別の書面で、移動経路・実費額などについて報告していただくことになります。)

(航空機・有料道路・船等を利用した時は請求の際に支払を証明する領収証等が必要になります(航空機は半券等の発着空港が分かる資料も必要)。なお、いずれも通常の経路と認定された場合のみ支給します。)

(鉄道のグリーン料金や、航空機のエコミー以外の料金は支給対象外です。)

遠距離移動

事務所所在地を管轄する簡易裁判所から、直線距離で片道25km以上又は経路で片道50km以上の場所に接見、準抗告の申立て(被疑者のみ)、記録閲覧・謄写、示談交渉、犯行現場確認、目撃者・証人予定者・事件関係者との打合せ、被疑者・被告人親族・身元引受人との打合せ、保釈保証金の納付に赴く場合

* 記録謄写、保釈保証金の納付のみ、履行補助者(事務職員)にさせた場合でも交通費支給対象となります(遠距離接見等加算報酬の対象にはなりません)。

出張

事務所所在地を管轄する簡易裁判所の管轄区域外で、かつ同簡裁から直線距離で8kmを超える場所で行われる審理その他の裁判手続期日等に出頭する場合

※ **複数の事件を兼ねて移動した場合、交通費等の按分**が生じる場合があります。最初に報告書を提出する時点で、他の事件の移動を兼ねていること、他の事件との関係で立ち寄った目的地等、必ず記載していただくようお願いします。交通費等を按分せずに支払った後に、按分すべきであったことが判明すると、返金いただく必要が生じます。

■ **訴訟準備費用**

①診断書の作成料、②23条照会の手数料、③行政機関が発行する証明書の発行手数料、④謄写記録の引継ぎを受けるのに要した送料(原審(又は前任)の弁護人が、法テラ

スから謄写費用の支払いを受けている場合に限る)、⑤判決書謄本の交付手数料につき、総額3万円を限度として実費を支給します(被疑者国選の場合は①～③のみ)。

第5 報酬及び費用の支払について

報酬及び費用の支払については、本約款本則第22条から第24条に定めるとおりですが、その概要は次のとおりです。

1. 報酬及び費用の算定について

センターは、報告書が提出された場合は、提出があった日から7営業日以内に報酬及び費用を算定して、弁護士にその額及び内訳を通知します。

2. 不服の申立てについて

通知を受けた弁護士は、通知を受けた日から7営業日以内に、不服の対象となる算定項目及び理由を付して、不服の申立てをすることができます。この場合の書式は、法テラスのHPからダウンロードすることもできますし、地方事務所にも備え付けてあります。

3. 支払について

次の①又は②に定める日のいずれか早い日に指定口座に送金します。

①	②
(不服の申立てがなかったとき) ・不服の申立ての期間を経過した日が月の1日から15日までの期間内の日であるときは翌月5日 ・同期間を経過した日が月の16日から末日までの期間内の日であるときは翌月20日	報告書を提出して報酬及び費用を請求した日から起算して60日を経過する日
(不服の申立てがあったとき) ・再度算定した報酬及び費用の額並びにその内訳の通知をした日が月の1日から15日までの期間内の日であるときは翌月5日 ・当該通知の日が月の16日から末日までの期間内の日であるときは翌月20日	

4. 税金の取扱いについて

報酬基準の定める金額には消費税相当分が含まれています(内税方式)。
また、国選弁護人に支払われる報酬・費用(通訳費用・交通費・謄写費用を含む)は、全体として源泉徴収の対象として取り扱われます。